

財形住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。

この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。

この預金の預入れは1口100円以上とします。

この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金契約の証(以下「契約の証」という。)を発行し預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの自由金利型期日指定定期預金としてお預かりします。

3. (自動継続等)

この預金(第4条による一部支払後の残りの預金を含む。)は、初回預入日から1年ごとの応当日を特定日とし、特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える自由金利型期日指定定期預金は満期日が到来したものと、その元利金の合計額と新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、期間3年の自由金利型期日指定定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても前項と同様とします。

継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申し出てください。

4. (預金の支払方法)

この預金の元利金全部の支払は、第6条に基づき解約されない限り、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。

前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(又はその写し)を口座開設店(以下「当店」という。)へ提出してください。

この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。

前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

5. (利息)

この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

2年以上 当行所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

利率は当行所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

6.(預金の解約)

やむをえない事由により、この預金を規定第4条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

6か月未満 解約日における普通預金の利率

6か月以上1年未満 2年以上利率×40%(小数点第4位以下は切捨てます。)

この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

預金者が当行との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

7.(税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20.315%(国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

規定第4条によらない払出しがあった場合。

規定第4条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。

規定第4条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

8.(差引計算等)

規定第7条2号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

規定第7条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。

前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

9.(転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

10.(非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

規定第1条第1項ならびに2項による以外の預入れがあった場合。

定期預入が2年以上されなかった場合。

非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合。

11.(届出事項の変更、契約の証の再発行)

契約の証や届出の印章を失ったとき、または、届出の印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

契約の証または届出の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12.(成年後見人等の届出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに補助人・保佐人・成年後見人・成年後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人・任意後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によってお届けください。

すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

前4項の届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

13.(印鑑照合)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14.(譲渡、質入れの禁止)

この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出の印章を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間については約定利率、満期日以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

(2020年4月1日現在)